

# 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認」 に関する会員アンケートの報告

2020年9月3日

埼玉県保険医協会

7月に「オンライン資格確認導入に向けたご案内」リーフレットが、全医療機関に届けられ、資格確認のために使用する、マイナンバーカードのカードリーダーを政府が無料配布をすること等、医療機関のメリットが紹介された。

「オンライン資格確認」システムが政府から医療機関に本格的に紹介されるのは今回が初めてである。リーフレットでは、来年3月からのシステム開始時から必要機器を導入するためには、機器やインフラの申請を至急に始めなければならないとの説明が紹介されているが、さまざまな困惑、躊躇する声が本会に寄せられた。本会では、リーフレットがいきなり対応を検討している時期である8月上旬に、開業医会員を対象にアンケート調査を実施し当面の対応予定や本システムに関する認知状況など、会員の現段階の状況を聞き取ることとした。

本システムの採用は、各医療機関の任意であるが、政府がシステムを開始させる来年3月から「オンライン資格確認」を行うためには、この秋から申請が必要であるが、アンケートでマイナンバーカードのカードリーダーを「申請する」と回答したのは、医科20%、歯科10%のみであり、多数が「当面見送る」「申請しない」とした。申請を見送るといふ回答者は、その理由を「わからないことが多い」としている。

リーフレットにはメリットばかりが並びデメリットが紹介されていないが、システム導入のための判断材料や提供が不足しており、丁寧な説明や情報提供が求められていることが明らかになった。「オンライン資格確認システム」は、患者が従来の保険証に代わってマイナンバーカードを医療機関に持参する方法と、従来保険証のみを持参する方法と2つの方法があるが、患者や国民に対しても丁寧な説明がされているとはいえない。また、患者の薬歴情報履歴の活用や検診情報履歴の活用なども同時に運用が開始されることとされているが、やはり国民への説明が十分いきわたっていないといえず、来年3月からの本格的システム施行そのものは是非も問われかねない様相ともいえる。

協会では、本アンケートで寄せられた医療現場の意見・要望を踏まえ、関連する情報の提供等を、政府に求めていく予定である。

- ・実施期間 2020年7月31日～8月7日
- ・調査対象 開業医会員（3844人）
- ・回答数 417件（回答率10.8%） FAX、郵送による

## 埼玉県保険医協会

県内の開業医師、開業歯科医師で構成し、会員数は4208人（9月現在）。

医科開業医の45%、歯科開業医の55%が加入する任意団体。（代表者＝理事長：大場敏明）

健康保険証によって行う診療を保険診療といい、担当する医師を「保険医」という。

「保険医療の充実と改善により国民・県民医療を守る」「開業医の生活と権利を守る」の2つを掲げて、諸活動を行っている。保険医協会は全国各都道府県に設立されており、その連合体が全国保険医団体連合会（保団連）。10万7千人の医師・歯科医師が加入している。

本件についてのお問い合わせ：埼玉県保険医協会（担当事務局：小竹、田中）

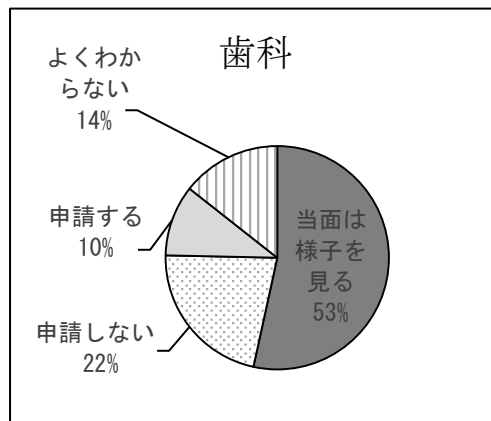
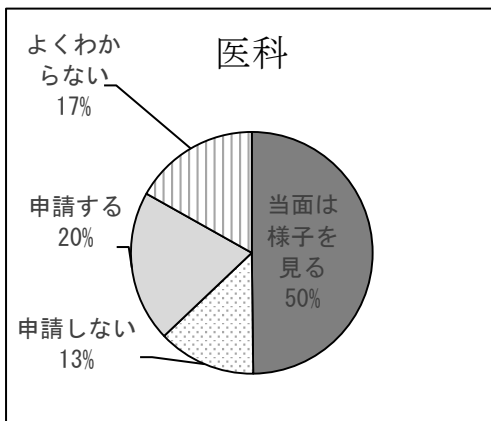
電話・・・048-824-7130 FAX・・・048-824-7547

## 1. カードリーダーの申請 5割が「当面は様子を見る」

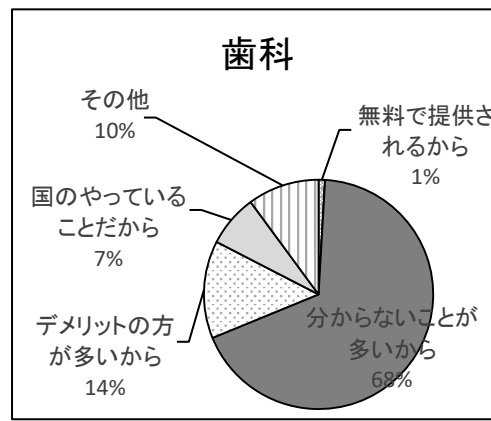
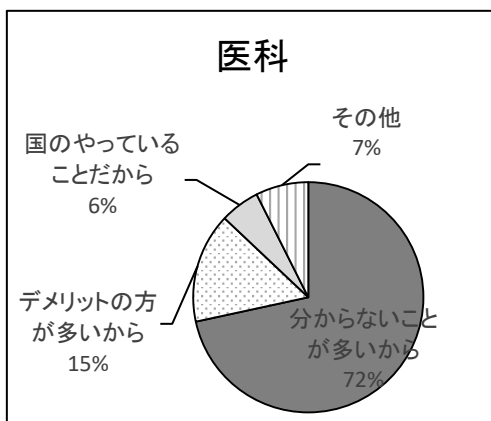
マイナンバーカードのカードリーダーを申請について、医科・歯科ともに5割が「当面は様子を見る」（医科50%、歯科53%）と回答した。「申請しない」を合わせると医科で63%、歯科で75%が申請に前向きでないことが判明した。その理由については医科72%、歯科68%が「わからないことが多い」と回答した。

アンケートでは、「現在の電子カルテとの連動が確認できていない」（内科、60代）「導入に関して不透明なことが多い」（精神科・神経科、40代）、「説明もほとんどなく、中途半端な作業になるのは困る」（歯科、60代）「すぐには申請しない。数年は様子見予定」（歯科、30代）など、医療機関に送付されたリーフレットでは情報が足りておらず、不満の声が多数寄せられた。

【カードリーダーを申請する予定ですか】



【「当面は様子を見る」、「申請しない」の2つの回答から答えた人の理由】

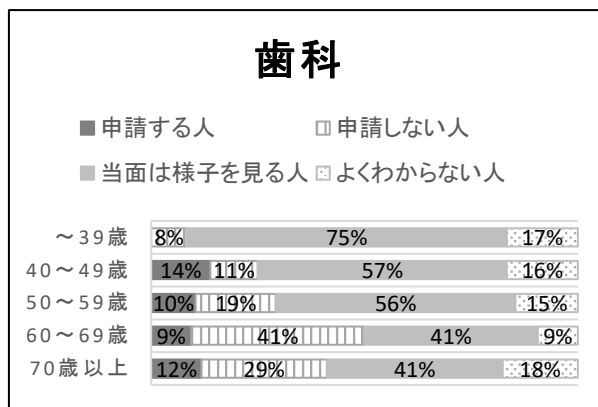
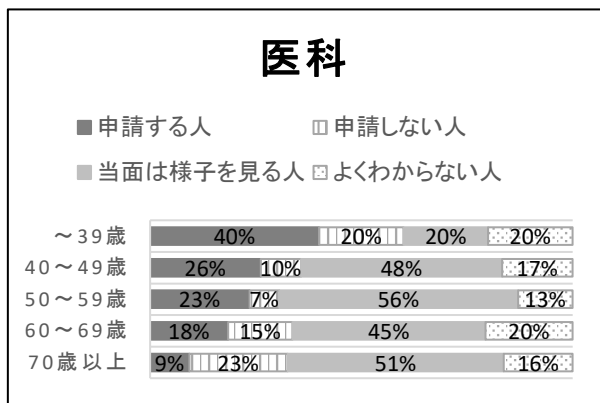


## 2. 年齢別、レセプト請求方法別の申請割合でも「当面は様子を見る」が多数

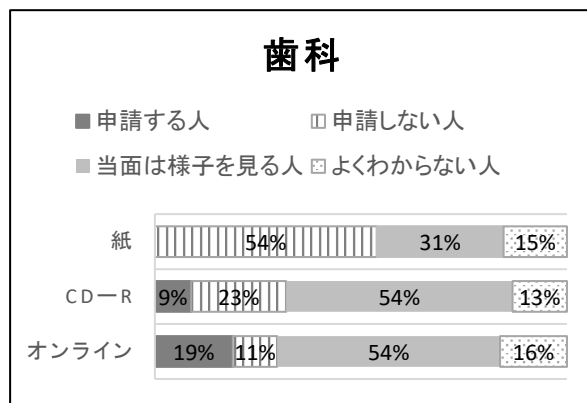
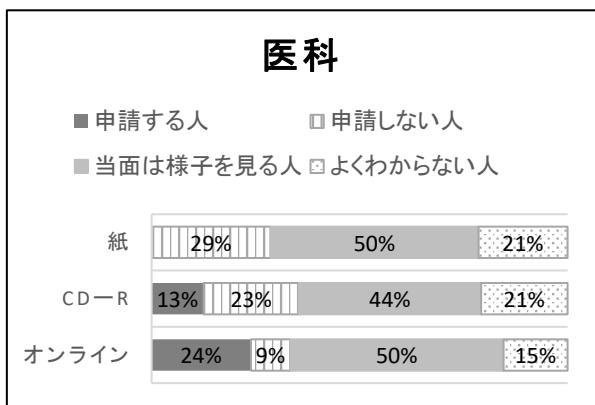
医科では、オンライン請求を実施している層でも半数は「様子を見る」と回答し、慎重になっていることがわかった。CD-Rで請求している医療機関は「申請しない」を合わせると67%が「当面は様子を見る」と回答している。

歯科では、CD-Rで請求する人が多く、オンライン請求を急ぐわけでもなく、「申請しない」を合わせると77%が「当面は様子を見る」と回答した。

クロス集計（年齢に対する申請割合）



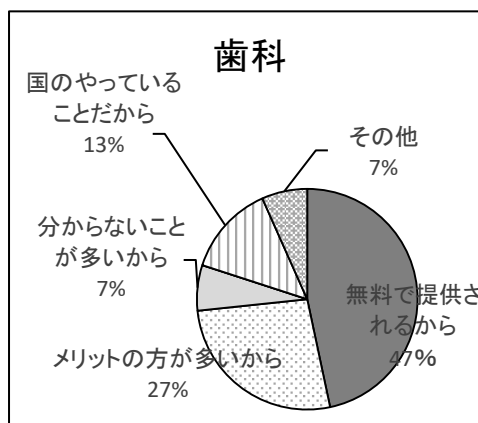
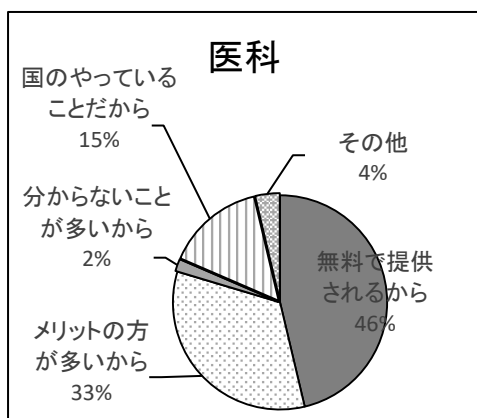
クロス集計（レセプト請求方法に対する申請割合）



### 3. 「申請する」は医科20%、歯科10%。理由は「無料提供」が多数

医科で20%、歯科で10%が「申請する」と回答した。回答理由では、「無料で提供されるから」医科、歯科ともに約半数を占め（医科46%、歯科47%）、大きな判断要素にあげられていることが判明した。

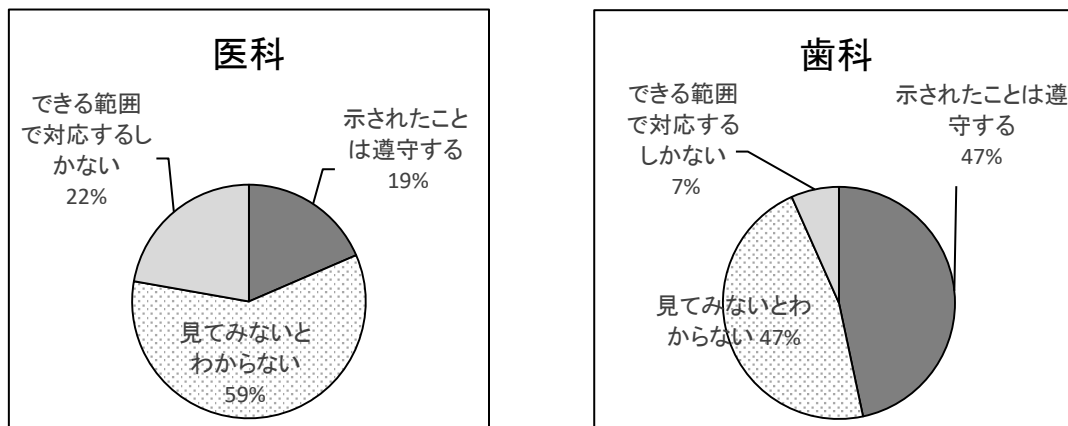
【申請すると答えた人の理由】



#### 4. ガイドライン遵守 医科59%、歯科47%「見てみないとわからない」

カードリーダーを申請すると回答した中で、カードリーダーの取り扱いガイドラインなど、医療機関の実務上の義務事項が今後示された場合に遵守できるかについては、医科59%、歯科47%が「見てみないとわからない」と回答した。

【取り扱いガイドライン、遵守すべき事項が今後示された場合】



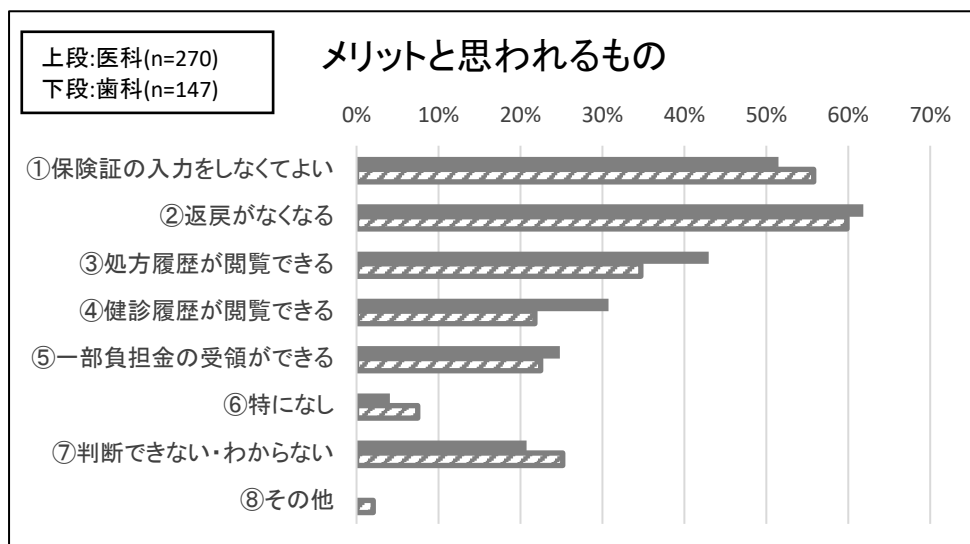
#### 5. メリット「返戻がなくなる」、デメリット「費用がかかる」がトップ

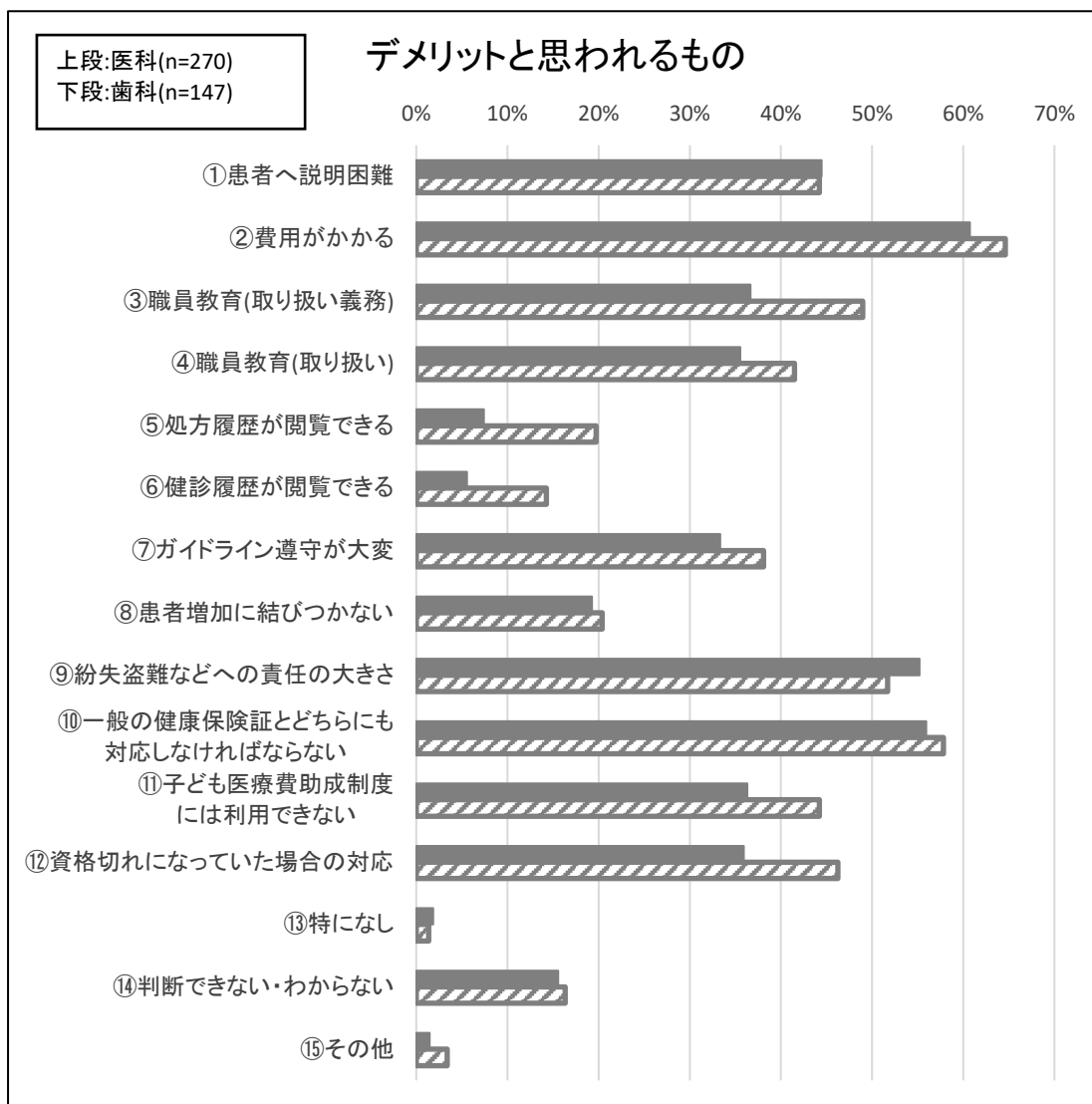
メリットは、医科、歯科とも「返戻がなくなる」が1番多く、続いて「保険証の入力をしなくてよい」「処方履歴が閲覧できる」の順となり、同様の結果となった。

デメリットはメリットと同様に医科、歯科ともに同じ傾向になり、「費用がかかる」「一般の健康保険証とどちらも対応しなければならない」「紛失盗難などへの責任の大きさ」の順となった。

##### ◆「保険証の入力をしなくてよい」について

リーフレットでは、カードリーダーを使用すれば、保険証情報が自動取得され、レセコンや電子カルテへ保険証情報の入力が必要なくなるという説明がされているが、各医療機関で使用しているレセコンや電子カルテの確認が必要で、全ての機器で入力が必要とは限らないようである。カードリーダーに保険証情報が表記されても、レセコンや電子カルテと連動していなければ情報は転送されない。

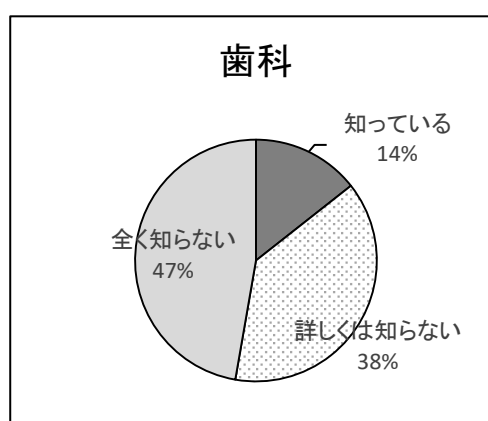
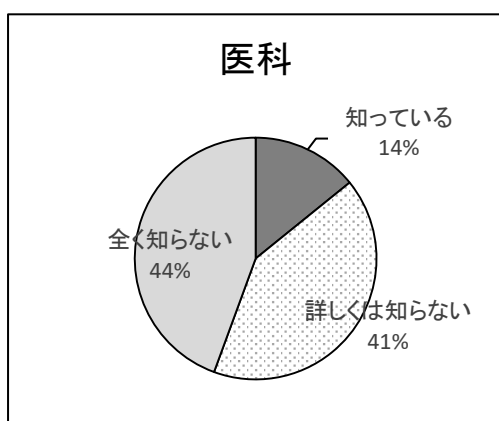




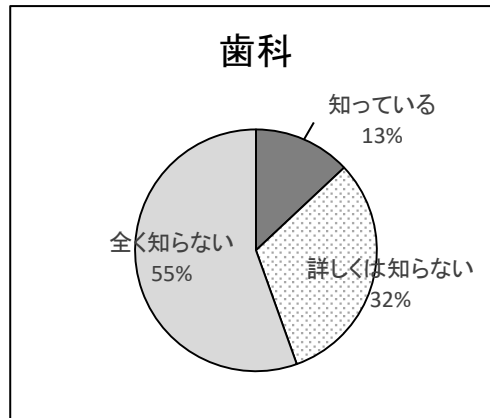
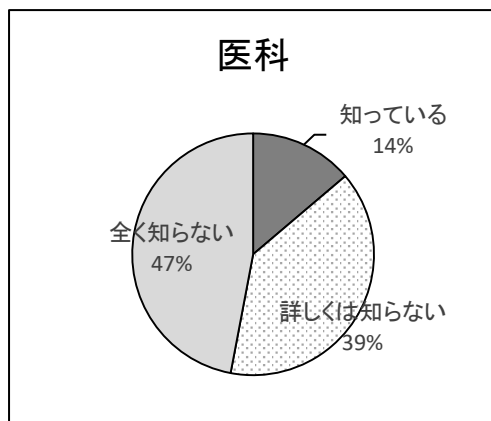
## 6. 申請期限3年先、維持費用負担「知っている」は14%

導入を検討するあたり、申請期限は判断するうえで重要であるが、リーフレットには申請期限が3年先までであること、機器の交換や維持費用の負担について記載されておらず、「知っている」は医科、歯科ともに14%にとどまり、触れられていない事由は認知されていないことが判明した。

【申請期限が3年先までであること】



### 【導入以降の費用負担について】

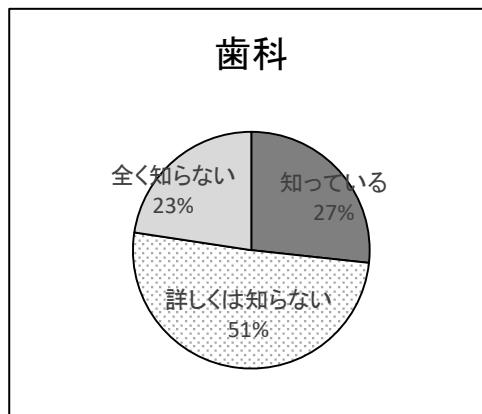
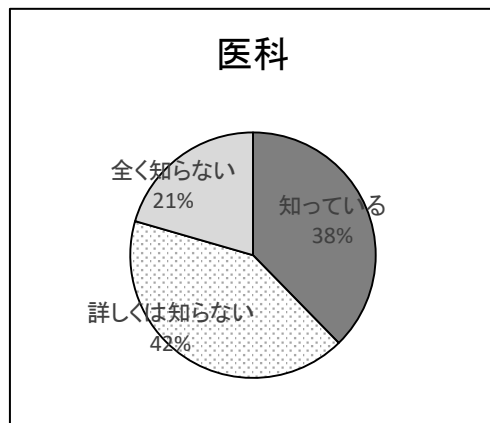


## 7. オンライン確認は任意 医科 38%、歯科 27%「知っている」

オンライン資格確認の導入は義務ではなく任意であることについて、医科38%、歯科27%が「知っている」と回答し、約2割は「全く知らない」と回答した。

アンケートでは、「義務化されない限り行うつもりはない」（内科、40代）、「支払基金からの案内について何も知らなかったの、はっきりどうすればよいのかわからずにいた。保険医協会からお知らせがきて、任意であることがわかり、ほっとしている」（歯科、50代）、「やりたい者はやれば良いし、やらない者の自由も十分に確保してほしい。今まで通りが良い」（歯科、50代）などの意見が寄せられた。

### 【オンライン資格確認の導入は義務ではなく任意であることについて】

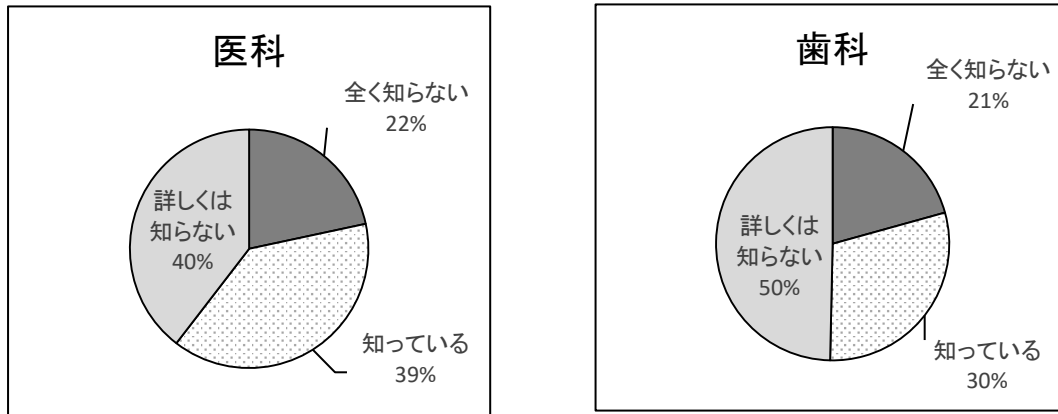


## 8. 従来の保険証でも行える「知っている」 医科 39%、歯科 30%

オンライン資格確認は、マイナンバーカードに依らず、保険証で行えることについて、医科39%、歯科30%が「知っている」と回答し、約2割は「全く知らない」と回答した。

アンケートでは、「マイナンバーカードは使わず、保険証のみの資格確認を利用したい」（小児科、60代）、「マイナンバーカードでの受診は反対。保険証のリーダーを当院では使用している。充分だと思ふ」（歯科、50代）などの意見が寄せられた。

【オンライン資格確認は従来の保険証で行えることについて】



## 9. 患者、国民に対して丁寧な説明、情報提供を求める

協会が実施した会員アンケートにより、医療機関に送付されたリーフレットだけではシステム導入のための判断材料や情報が不足していることが明らかになった。また、オンライン資格確認システムは、患者が保険証に代わってマイナンバーカードを医療機関に持参する方法と、従来の保険証を持参する方法と2つの方法があり、患者や国民に対して丁寧な説明がされているとはいえない。

また、患者の薬歴情報履歴の活用や健診情報履歴の活用なども同時に運用が開始されるとしている。医療機関における患者の扱い方を決めるには性急すぎるうえ、医療現場でこうした情報をどのように利活用していくのか、今のところ厚労省からの説明はない。マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを使用し、多数の医療機関で、患者情報を共有することが予定されていることは確実である。

協会では本アンケートで寄せられた医療現場の意見、要望を踏まえ、関連情報の提供等を政府に求めていく。

以上